

職員の給与等に関する報告および勧告に当たって（談話）

令和7年10月20日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

本日、人事委員会は県議会および知事に対して、職員の給与等について報告し、併せて月例給および特別給の改定について勧告しました。

人事委員会による給与勧告は、毎年、地方公務員法に基づく給与決定の諸原則に従い、職員の給与を民間の給与と均衡させるために行っているものです。

給与勧告の基礎となる職種別民間給与実態調査に御協力いただいた事業所の皆様に心から御礼申し上げます。

本年の勧告では、公民給与の比較に当たり、国に準じて、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえ、比較対象企業規模を100人以上に見直しました。そのうえで職員の給与と民間の給与を比較したところ、公務が民間を下回っていたことを踏まえ、公民較差の解消を図るため、給料表の引上げを行うこととしました。また、特別給についても、公務が民間の支給割合を下回っていたことから、引き上げることとしました。さらに、人事院勧告や法改正を踏まえ、通勤手当や教職調整額等についても見直しを実施するよう勧告を行いました。

人事管理に関しては、喫緊の課題である人材の確保・定着に向けた採用試験の見直しや採用辞退者の抑制、若手職員の離職の防止に言及しているほか、働き方改革の推進と勤務環境の整備を図るため、長時間労働を是正し、職員の健康確保を図るとともに、仕事と家庭生活の両立支援やハラスメント防止の取組を進める観点からも報告を行いました。

給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されている代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものです。また、勧告の実施を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の士気の高揚や有為な人材の確保など、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるものです。

県議会および知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の果たす役割に深い理解をいただき、本勧告等の内容について必要な措置を講じることにより、職員の適正な処遇が確保されるよう要請します。

また、県民各位におかれては、人事委員会勧告制度の意義ならびに職員に適正な処遇を確保することの必要性について、深い御理解を賜りたいと存じます。